

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○平成28年度准看護師試験の実施（医療政策課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○定置漁業の免許（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による同意を求め るための事前届出（ 〃 ）	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	2
落札公告	
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	3

## 告 示

### 高知県告示第616号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成27年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 日時

平成29年2月10日（金）午後1時から

##### (2) 場所

高知市朝倉己825-5 高知県看護協会

#### 2 受験願書の提出期間

平成29年1月5日（木）から同月12日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成29年1月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。

#### 3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課

に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験願書（県所定の様式によること。）

(2) 履歴書（県所定の様式によること。）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書

修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成29年2月23日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

#### 5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

#### 6 合格発表

平成29年3月10日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

#### 7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成28年12月16日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

### 高知県告示第617号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとお

り告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

(1) 届出者の名称

有限会社松田不動産 代表取締役 松田 光正

(2) 届出者の名称

須崎市大間東町5番46号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

m a c 須崎店

須崎市西崎町6番15号

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 2,877平方メートル

(変更後) 1,919平方メートル

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後10時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日

平成28年10月14日

2 届出年月日

平成28年10月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第618号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり定置漁業を平成28年11月7日に免許した。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定 第1,034号	幡多郡黒潮町田野浦2353番地2 株式会社魚彩 代表取締役 水野 大輔	平成28年8月 高知県告示第433号の とおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成28年11月7日から 平成30年8月31日まで

**高知県告示第619号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
  - 幡多郡黒潮町 中野 明信
  - 〃 〃 澳本 康之
  - 〃 〃 澳本 傑
- (2) 加入区の名称

大方町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成28年11月8日から同月22日まで

- (2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合入野支所

**高知県告示第620号**

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年10月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

現地測量（空中写真測量、数値図化）

2 作業期間

平成28年10月25日から平成29年3月10日まで

3 作業地域

宿毛市

**高知県告示第621号**

安芸市川北の一部地区、安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部地区並びに高岡郡佐川町加茂及び岩目地の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 安田町
- (3) 佐川町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市川北の一部  
平成25年度及び平成26年度
- (2) 安芸郡安田町安田及び唐浜の各一部  
平成21年度及び平成22年度
- (3) 高岡郡佐川町加茂及び岩目地の各一部  
平成23年度及び平成24年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 安田町地籍図及び地籍簿
- (3) 佐川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成28年11月8日

**高知県告示第622号**

室戸市室戸岬町の一部地区、吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部地区並びに高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
- (2) 仁淀川町
- (3) 四万十町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市室戸岬町の一部  
平成24年度から平成26年度まで
- (2) 吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部  
平成23年度及び平成24年度
- (3) 高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部  
平成23年度及び平成24年度

3 成果の名称

- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (3) 四万十町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成28年11月8日

**高知県告示第623号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成28年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐清水市 グリーンハイツ	416番685 416番691 1116番172	5.04	68.71	

-----  
**海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示**  
-----

高知海区漁業調整委員会指示第78号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成28年11月2日に次のとおり指示した。

平成28年11月8日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 制限

2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

(1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。

(2) 基準点

ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。

イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。

ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。

(3) 前面及び後面 基準線に直角をなす直線の方向をいい、端点がある方を前面とし、両口の場合は、端口の広い方向を前面とする。また、基準線を挟み、前面の反対方向を後面とする。

(4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。

(5) 区域 沖の基準点及び丘の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離で示す4点を順次に直線で結んだ線で囲まれる区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年11月7日から平成30年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
幡多郡黒	定第1,034	ぶり、あ	820メ	1,000	550メ

潮町灘元 磐沖（元 磐沖）	号	じ、その他定置漁業	ートル（ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。）	メートル（ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。）	ートル（ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。）
---------------------	---	-----------	--------------------------	---------------------------	--------------------------

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年11月8日

高知県公営企業局長 井奥 和男

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
バイブレーション血管造影X線装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
253,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号に該当するため